

存否応答拒否一覧表（平成28年3月23日～平成29年1月12日分）

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日 及び担当局
1	情報公開	不動産に関する調査、指導に関する一切の書類 ①〇〇（法人名）（〇〇区） ②〇〇（法人名）（〇〇区） ③〇〇（法人名）（〇〇区）	条例7条3号 条例7条6号	平成28年3月24日 都市整備局
2	情報公開	〇〇（法人名）に関する公益通報（平成27年〇月〇日付 及び平成27年〇月〇日付）及び情報提供（平成28年〇月 〇日付）への対応についての記録及び資料全て（担当職 員の対応記録、会議議事録、経過記録、添付資料等）	条例7条2号 条例7条3号 条例7条6号	平成28年3月31日 福祉保健局
3	情報公開	平成22年〇月〇日、〇〇（個人名）（昭和〇年〇月〇日 生、当時の住所：東京都〇〇区〇〇（町名）〇丁目〇番 〇号—〇〇〇）が自宅マンションから落下して死亡した 際に作成された死体取扱簿	条例7条2号 条例7条4号 条例7条6号	平成28年4月19日 警視庁
4	情報公開	前日（平成22年〇月〇日）の自殺企図の取扱時に作成さ れた〇〇（個人名）の保護取扱簿	条例7条2号 条例7条6号	平成28年4月19日 警視庁
5	情報公開	平成25年〇月〇日、〇〇（個人名）作成 確約書（拾得 物の受領について 遺失犬（〇〇犬種）を警視庁〇〇警察署に拾得物として 届けた際に作成された（受理番号〇〇）。	条例7条2号 条例7条6号	平成28年4月28日 警視庁
6	情報公開	2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定 時制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇セン ターに指示した文書及び2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課 〇〇班が都立〇〇高校定時制に係る公益通報の件で都立 〇〇高校または〇〇センターから収受した文書	条例7条2号 条例7条6号	平成28年5月12日 教育委員会

7	情報公開	<p>(1) 教育委員会による教師〇〇（個人名）（元〇〇区立〇〇中学校教員）への聞き取りの内容と処分に関する公的文書すべて</p> <p>(2) 18歳未満の少女と〇〇したり〇〇した写真が第三者によりインターネット諸掲示板に投稿され「〇〇（個人名）」や「〇〇（個人名）」等のキーワードを入力すると誰でも閲覧できる状態にある元〇〇区立〇〇中学校〇〇（教科名）教師〇〇（個人名）に対する教育委員会の聞き取り調査内容及び処分等の記録文書一切</p>	条例7条2号	平成28年6月3日 教育委員会
8	情報公開	24建道管監第〇〇号平成24年〇月〇日発出、〇〇市在住男性宛て警告書の存在は当方にて確認しております。同警告書に係る「建設局内部文書も含めた発出枚数」も確認しています。同発出にあたっては、「重大な個人情報」であることから建設局は生活文化局に対して、報告や届け出をしていることも確認しています。依って同警告書及び関連文書および、同発出に当たり建設局が生活文化局に対して、報告や届け出をしていることがわかる文書	条例7条2号	平成28年6月1日 建設局
9	情報公開	24建道管監第〇〇号平成24年〇月〇日建設局発出、〇〇市在住男性宛て警告書及び他に同様の発出事例があれば同文書の内、平成24年から本日までの同文書	条例7条2号	平成28年6月1日 建設局
10	情報公開	<p>1 警告書について 平成24年〇月〇日東京都建設局は納税者である東京都民に対して警告書を発出した。同警告書に係る書面は複数枚存在する事は確認済みである。その内容は東京都〇〇市在住の男性納税者である東京都民が、「東京都に対しての疑問や要望、意見や情報の開示を求めた事が業務妨害とも言えるから中止しなさい。中止しなければ総務局所管、東京都の門番である守衛に通報する。門番である守衛に通報する件につきその根拠と経緯ま門番である守衛達所管の総務局と打ち合わせ済み。さらに警察とも相談済みである」。という内容なのです。</p> <p>2 請求公文書について ① 前記1記載平成24年〇月〇日東京都建設局は納税者である東京都民に対して警告書を発出した。同書面に係る書面の全部。 ② 前記1記載平成24年〇月〇日東京都建設局は納税者である東京都民に対して警告書を発出した。同書面以外の同様書面の内、平成20年から本日までに発出された書面の全部</p>	条例7条2号	平成28年6月1日 建設局
11	情報公開	別紙記載内容（個人名）は事実であるから、都は同事実を確認したうえで、平成27年〇月〇日、生広発出決定通知書の内、知事公印未押印のまま誤発行された文書及び同正しい文書、及び同経緯の分かる文書。（発行に至る経緯の分かる文書）	条例7条2号	平成28年9月13日 生活文化局

12	情報公開	<p>1 平成27年〇月〇日から平成28年〇月〇日までの東京都知事舩添要一さんのSPの警備計画、実施報告書及び舩添知事の東京都世田谷区代田の私邸の警備計画、実施報告書一切</p> <p>2 前記期間中の警備のために出勤した警察官の休日出勤申請書一切</p> <p>3 前記期間中の舩添知事の外遊に同行した警備警察官の旅行命令及び復命書一切</p>	条例7条4号	平成28年7月5日 警視庁
13	情報公開	〇〇（法人名）に関する公益通報（平成27年〇月〇日付及び平成27年〇月〇日付）及び情報提供（平成28年〇月〇日付及び平成28年〇月〇日付）への対応についての記録及び資料全て（担当職員の対応記録、会議議事録、経過記録、添付資料等）	条例7条2号 条例7条3号 条例7条6号	平成28年7月12日 福祉保健局
14	情報公開	<p>東京都法務課が保有する東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件の訴状を東京都が收受したことがわかる文書一式。訴状と証拠説明書は除く。証拠は甲第〇号証、甲第〇号証、甲第〇号証、甲第〇号証、甲第〇号証を含み、他は除く。</p> <p>東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件について裁判所に提出した文書一式（東京都法務課の起案文書を含む。）</p>	条例7条2号	平成28年7月26日 総務局
15	情報公開	<p>行政処分に係る達書（処分日が平成17年〇月〇日～平成24年〇月〇日）</p> <p>名称：〇〇（風俗店舗名）</p> <p>場所：東京都〇〇区〇〇（町名）〇丁目〇番〇号</p> <p>営業者氏名：〇〇</p> <p>業態：〇〇</p>	条例7条3号	平成28年8月8日 警視庁
16	情報公開	東京地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇号事件の平成28年9月15日の口頭弁論について報告した文書一式（決裁文書等を含む。）	条例7条2号	平成28年10月5日 総務局
17	情報公開	〇〇市にある動物用ワクチンメーカー〇〇株式会社が、薬事法違反に違反し、動物用医薬品を薬局開設者等に該当しない業者に販売したことに関し、都食料安全課が行った立ち入り検査と行政指導に関する文書	条例7条3号	平成28年10月13日 産業労働局
18	情報公開	<p>平成8年〇月〇日に、株式会社〇〇が東京都第二再開発事務所の職員に提出した東京都知事宛文書について</p> <p>1 收受起案文</p> <p>2 收受文書</p>	条例7条3号	平成28年11月8日 都市整備局

19	情報公開	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項前段の規定による届出書の開示について第三者が反対の意志を表示したことがわかる文書一式（決定文書等を含む。）	条例7条3号	平成28年11月21日 都市整備局
20	情報公開	平成27年〇月〇日に生活文化局〇〇課長宛てに提出した「〇〇（法人名）の不正行為に対する措置請求書」に係る立入調査・検査報告書及び添付資料の全て	条例7条3号	平成28年12月9日 生活文化局
21	情報公開	平成28年〇月〇日に〇〇（個人名）（平成〇〇年〇月〇日生、〇〇市〇〇在住）の件で、〇〇警察署〇〇課より〇〇児童相談所に一時保護の関係で連絡のあったことに関する記録・書類及びその後の児童記録票綴等を含め一時保護に関する書類	条例7条2号	平成28年12月21日 福祉保健局
1	個人情報	東京都立〇〇病院における〇〇（個人名）の平成27年〇月以降のカルテ	条例16条6号 条例16条8号	平成28年9月20日 病院経営本部
2	個人情報	開示請求人が東京都来庁時に提出した「来庁者受付票」	条例16条4号 条例16条6号	平成28年10月6日 総務局
3	個人情報	請求人に対して平成23年〇月〇日に実施された〇〇病院への医療保護入院措置に関して保健所が保有する相談記録文書一切の写し	条例16条6号	平成28年10月12日 福祉保健局
4	個人情報	私〇〇が平成25年〇月から同年〇月までの間に〇〇警察署生活安全課〇〇氏に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表	条例16条2号 条例16条4号	平成28年11月2日 警視庁
5	個人情報	平成25年〇月〇日、私が〇〇（個人名）から暴行を受け傷害事件を受けました。その際に加害者〇〇（個人名）が〇月〇日又は〇月〇日付で作成・提出した「示談書」と題する書面。	条例16条2号	平成28年12月5日 警視庁

6	個人情報	東京都立〇〇病院における〇〇（個人名）の平成27年〇月以降の通院歴のわかる資料	条例16条6号 条例16条8号	平成28年12月20日 病院経営本部
7	個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談センターが保有する保有個人情報開示請求書及び東京都情報公開条例第6条1項の規定に基づく開示請求書のうち〇〇（個人名）に関する保有個人情報 ・児童相談センターが保有する保有個人情報開示請求書及び東京都情報公開条例第6条1項の規定に基づく開示請求書のうち〇〇（個人名）に関する保有個人情報 	条例16条6号	平成28年12月21日 福祉保健局
8	個人情報	平成26年〇月から平成27年〇月までの間に〇〇（未成年者本人・長男）について出された本人を捜索する開示請求者からの行方不明届出書を不受理とすることを要請する文書。〇〇警察署にあるもの。	条例16条8号	平成28年12月27日 警視庁
9	個人情報	平成26年〇月から平成27年〇月までの間に〇〇（未成年者本人・次男）について出された本人を捜索する開示請求者からの行方不明届出書を不受理とすることを要請する文書。〇〇警察署にあるもの。	条例16条8号	平成28年12月27日 警視庁

存否応答拒否に係る関係条文一覧

【東京都情報公開条例】

第10条(公文書の存否に関する情報) 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【東京都情報公開条例の施行について(通達)】

第10条関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用にあたっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、その都度、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

【東京都個人情報の保護に関する条例】(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【東京都個人情報保護に関する条例の施行について(通達)】

第17条の3関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有個人情報の開示事務

5 開示決定等の事務 (5) 協議

ウ 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第3 報告事項

4 (存否応答拒否事案の報告)

条例第17条の3に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、非開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」(別記第6号様式)により報告する。